八尾市時報

昭和41年3月5日　第306号

昭和24年10月10日
第三種郵便物認可

人の動き
総人口　166,713
男　84,371
女　82,342
世帯数　43,580
面積　41,255㎢
41年2月1日現在

発行所　大阪府八尾市役所
編集兼発行人　平尾達夫
印刷場　サンケイ印刷株式会社
発行部数　44,000

市民憲章

わたくしたち八尾市民は
1. 若い力をそだてましょう。
1. あたたかい心でまじわりましょう。
1. みどりのまちをつくりましょう。
1. 文化財をたいせつにしましょう。
1. 働くよろこびに生きましょう。

郷土の史跡めぐり

伝統ある文化財を知ろっ

私たちの町には、祖先ののこした文化財や、偉業をしのぶ立派な史跡がたくさんあります。市民憲章に「文化財を大切にしましょう」とありますように、私たちは町をあげてこれら文化財の保存につとめています。これと共に、広く一般の市民の方々も、どこにどのような史跡があるか、また、それらの史跡はどのような歴史をもつのかを知っていただくために、郷土史家沢井浩三さん（府教委指導主事）が永年にわたって調査、研究された史料をもとにして今回から史跡めぐりを連載することになりました。きりぬいてひきつづき保存していただければ参考になると思います。

高安の里の巻（第一回）

法蔵寺

郡川の東、方山腹にあり、大嵩山法蔵寺と称し池田の曹洞宗陽松庵末で、正観音を本尊とする。江戸時代の中ごろ、ここには極楽寺という寺があった。

寛延一年（一七四八年）土佐の長曽我部氏の子孫の好山和尚が来り、この地に法蔵寺を建立、二世益州和尚よく共に寺塔を整えた。仁海益州は絵をよくし、本堂の天井の竜の絵は、益州の画くもので雄渾なるもの、また本堂前の大嵩山の扁額は一世好山和尚の筆である。

境内に八尾環山楼主石田利清を始め、石田家一族の墓碑群がある。

また付近に古墳多く、山門前を東方に石段を上ると、清涼塔がある、開山好山和尚の墓である、墓碑の下方は、巨大な後期の両袖式横穴石室を持つ古墳で、開山塚といわれ、全長一四㍍あり、羨道の入口は、石段のすぐ下の所にある、模式的な古墳である。

寺の裏道から谷をわたって、服部川の神光寺に通じる道がある。

付近はすべて植木畑となっていて、四季とりどりの風景に風情がある。

神光寺

服部川の東方山腹にあり、谷一つ隔てて、郡川の宝蔵寺に相対する、裏側から谷をわたっての小路が通じている。医王山薬師院神光寺と称し、曹洞宗臨済寺未である。

享保年間（一八世紀初め）に万徹和尚の再建と伝え、薬師如来を本尊とし、本堂前に掲げてある"天玄堂"の扁額は、徳川光圀の帰依した東皐心越の書である。

風景よく、参道には桜並木があり、桜の名所として知られ、春の花時には非常な賑いを呈する、また付近一帯は、横穴式石室の後期古墳の郡集地で、至る所に古墳が散見する。

山門前には、懐徳堂、含翠堂創始者らの墓所を示す石標がある。

○懐徳堂、含翠堂らの墓

本堂北東の墓地の一角にあり、多数の墓碑が整然と建てられてある、三宅万年の両親である道悦翁、妙悦媼の墓を上位にして左側に三宅万年を始めその一族の墓、右側には三宅万年の子春嶺や中村良斎、長崎黙淵、井上赤水らの平野含翠堂や大阪懐徳堂創始にかかわった学者の墓がある。

懐徳堂は、懐徳書院とも称し、享保九年（一七二四年）大阪の町人学者道明寺屋富永芳春、三星屋中村良斎、舟橋屋長崎黙淵らいわゆる五同志が、儒者中井誠之を中心として、今橋に学舎を設け、三宅万年を学主に迎えて開講し幕府の許可をうけた半官半民の学府となった。

明治二年まで続けられ、大阪の町人の学塾として、町人の教養向上に大きな貢献をした。

含翠堂は、享保二年（一七一七年）土橋誠斎を中心として、井上赤水らと共に平野に設けられた学問所で、懐徳堂の三宅万年や京都の伊藤東涯らがしばしば来講し滞留している、大阪周辺の民間学舎として、懐徳堂について有名であった。

―写真は法蔵寺の山門―　（つづく）

鉄筋の新校舎完成

清友高校

待望の図書館も開館

市立清友高等学校は、昨年から新校舎と図書館・食堂の増築工事を行なっていましたが、このほど完成し、先月二十三日午後二時から完工式を行ないました。

新校舎は鉄筋三階建、延千二百七十平方㍍で、普通教室八、化学教室、生物教室（各々一）などで将来増築が必要なときには、五階まで建増しができるようになっています。

また、父兄の協力によって出来た図書館は、鉄筋二階建、延六百平方㍍で、一階は食堂にあてられ二階は図書約六千冊をそろえた立派な図書館が誕生しました。（写真は完成した清友高校）

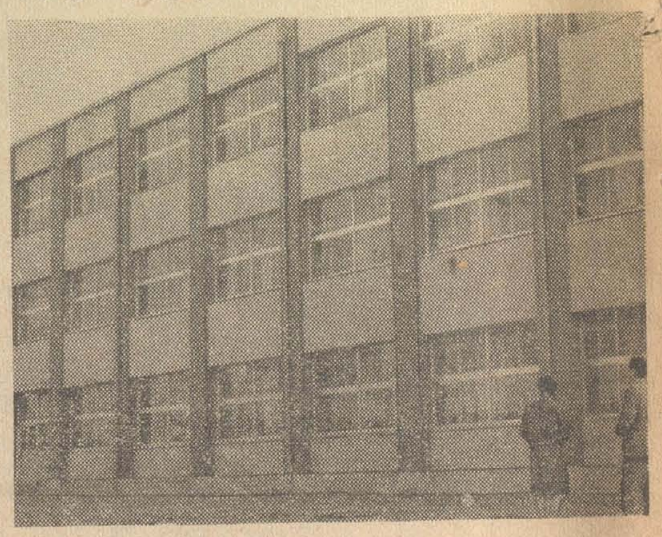

"職場の中心人物に"

新就職者激励大会

今年、市内の中学校を卒業して新らしく就職する人たちを激励する第三回中卒新就職者激励大会が先月二十四日、午後一時半から、市民ホールで盛大に開催されました。

この日の参加者は約五百人、午後一時半吉田PTA連絡協議会会長の開会のことばにはじまり、市民憲章の唱和、大橋市長、高木商工会議所会頭のあいさつ、小池市議会議長、青井教育長、杉本公共職業安定所長の各氏から「どんなことがあってもくじけずに職場でなくてはならない人になってください」と激励のことばがあり、まりました。

主催九団体代表から各中学校代表に記念樹（ボタンザクラ）の贈呈があって大会第一部を終了。

第二部は、新聞少年代表としてアメリカへ派遣された北村健一郎君が、体験談を語りました。

このあと先輩の阜川電機KKの音楽団の演奏と歌の広場などがありました

徐行違反がトップ

昨年の交通事故原因

昨年中に発生した当市内での交通事故の原因調べがこのほどまとまりました。

この調査によりますと、ハンドル操作の不適当やスピード違反が原因となった事故が目立って多いようです。

それらの事故は、運転者の一瞬の油断、ちょっとした不注意で起るもので、運転者の正しいマナーの厳守、安全運転の励行がいかに大切かということがよく分かります。

また、制限速度、安全速度を守らなかったために起きた事故も、上位を示していることは、スピードの超過がいかに恐ろしいかを表わしているものといえましょう。

このような、一年間の尊い犠牲をムダにしないよう、その一件、一件を教訓として今後の事故防止に役立て、みんな力をあわせて、明るい交通環境をつくりたいものです。

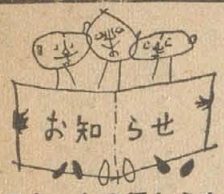

■赤ちゃんの種とうをお忘れなく

種とうは生後2カ月から1年の間と、小学校に入学する、また卒業する6カ月前に必ずうけなければなりません。

▶該当者＝生後2カ月から満1才までの赤ちゃん。
▶母子手帳をお忘れなく。
▶料金1人20円です。

時間はいずれも午後1時30分から3時まで（　）内検診日

3月10日	（3月17日）	志紀中学校 志紀小学校
3月11日	（3月18日）	竜華労働会館
3月22日	（3月29日）	竹渕小学校 久宝寺中学校
3月23日	（3月30日）	用和小学校 隣保館
3月24日	（3月31日）	市大民正ホール 校中学

■農地被買収者給付金のおしらせ

昭和22年から昭和27年の間に農地解放により、政府に農地を買収された元の地主の方々に左の通り給付金が支給されます。

この際該当者は市役所内農業委員会事務局にて交付申請をして下さい。

反別	金額
▷1畝ー1反歩	1万円
▷1反ー1町歩	反当2万円
▷1町ー2町歩	〃 1万円
▷2町ー3町歩	〃 6千円

最高額　100万円まで
但し、畑は60%

◎必要書類
買収令書又は買収登記の証明を
戸籍抄本　1通
名義人死亡の時は相続のわかる
戸籍謄本1通・印鑑

■市民税の申告期限は3月22日です

この申告は課税の基礎となる所得や、算出された税額からいろいろな控除をする要件となるものです。

市民税の申告を期限内にされないと、扶養控除やその他の控除が受けられず、たいへん不利な税金がかかることになりますから、期限内に忘れずに申告されるようお願いします

税務課では12日、19日の土曜日は5時まで、13日、20日、21日の休日も平日通り申告を受けつけています

文化財（高安地区）をたずねましょう

史路めぐり参加者募集

私たちのまちの伝統や文化を中心とした歴史をよりよく知っていただくために、大橋市長も参加して史跡めぐりを行ないます。

今回は花どころ高安の里をたづねることになりました。多数のご参加をお待ちしています。

▽日時　三月二十七日（日）午前九時半集合
（雨天の場合は四月三日（日）に延期）

▽集合場所　中高安小学校校庭
（近鉄信貴山線服部川駅下車西北一五〇米）

▽コース　フラワソサェエィー松の馬場―縄塚―心合寺山古墳―愛宕塚―水呑地蔵尊―十三峠―玉祖神社―観光寺址―本間塚―俊徳塚―服部川駅の約八粁（コースの半分は山道で標高四三〇米の十三峠まで登りますので小学四年以下の子供さんはご遠慮下さい。）

▽講師　沢井浩三先生（府教委指導主事）

▽参加人員　二〇〇名。

電話、又はハガキで住所・氏名・年令を明記して申し込み下さい。

申込先＝八尾市役所市民相談室＝㈹三八八一＝内線16番。

▽参加者には「史跡めぐり」しおり、参加記念手拭をお渡しします。

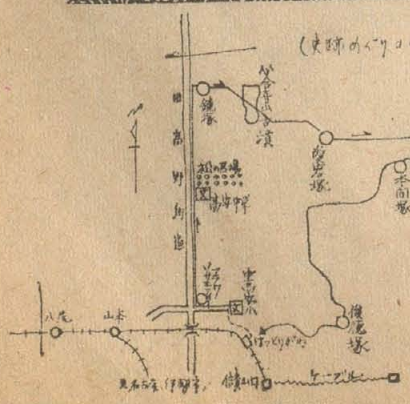

成人学級受講生募集

合唱、手芸、絵画など
申し込みは30、31日

市立公民館は昭和二十五年に開設されてから、市民の文化センターとして、各種講座、図書館など幅広い市民層に愛される公民館として活動をつづけています。中でも、各種の講座は利用者が多く、毎年受講希望者が増えています。このほど昭和四十一年度の前期生の募集を次のとおり行なうことになりました。

開設期間は四月から九月までの六カ月間で、会場は各講座とも公民館で行なわれます。

▽申込資格＝八尾市民か市内勤務者で十五歳以上（学歴、性別を問いません）

▽受講料＝無料（ただし、料目により材料費、テキスト代など実費が要ります）

▽申込手続＝三月二十日（水）二十一日（木）の両日、午前十時から午後六時三十分まで公民館で受付けます。

成人学級

▽合唱＝混声合唱、毎週月曜、後六時▽詩吟＝朗詩、朗吟、毎週火曜、後六時▽写真＝カメラの構造から引伸実技と鑑賞、毎週金曜後六時▽手芸＝編物、人形、刺しゅう、毎週水曜、後一時半▽書道（かな）＝毛筆初歩から、毎週水曜、後六時▽書道（漢字）＝毛筆初歩から、毎週水曜、後六時▽絵画＝デッサンから油絵まで、毎週木曜、後六時▽英会話＝日常会話、外人と話せるまで、毎週金曜後六時。

専門講座

▽文学＝日本文学古典の鑑賞と研究、毎月一回▽生活の科学＝日常生活に結びついた事項、毎月一回▽心の科学＝心理と教育、毎月一回。

通信教室

▽短歌＝通信による添削、グループ指導、毎月二回▽俳句＝通信による添削、毎月二回。

母親大学

▽P・T・A母親大学▽母親大学院＝講義と討議、相互学習、毎月二回。

みんなが迷惑する越境入学

これからは、小・中学校などの入学のシーズンです。新らしく一年生になられる方、転居で住所が変わって転校される方、これらお子さん方の中で小・中学校へ就学される方は、現在、住んでおられる所によって、予め教育委員会から、どこの小・中学校へ就学するかを定め通知が届けられています。

越境入学は正常な学校運営をさまたげ他の人の迷惑にもなりますので、絶対そのようなことのないようお願いします。

春の香りがいっぱい

花どころで知られている高安地区ではあたたかい日ざしをあびて、温室の草花がいっぱいさきみだれています。

三色スミレ、西洋サクラ草など、いろとりどりの花が春の香りを、ふんだんにただよわせ、出荷をまつばかり。

農家では万国博にそなえて、世界の人に、今まで以上にきれいな花を見てもらおうと大いにはりきっています。写真＝温室いっぱいに咲きみだれる三色スミレ（フラワソサエティで）

無火災都市をめざして

夜十時、「防災の時間」
日課にしよう火元点検

消防本部では、昨年から毎月一日を防災の日と定めて市民の皆さん方に火の元の点検とバケツ水一杯の準備の協力を呼びかけましたが、一昨年に比較して約半数の六十件の火災発生件数に止められることができました。

この六十件の火災を今年は、さらに少なくすると共に、火災による火傷や焼死といういたましい事故を防止するため、毎日お休みになる、午後十時を防災の時間として、火の元の点検とバケツ一杯の水の準備を確めてから休まれるようお願いすることになりました。

毎日、新聞や、ラジオ、テレビなどで、火災のことについて書かれていないことがない位い、全国で火災が発生し、最近は特に多くの焼死者が出ています。

火災の九十五％は不注意によって起っています。これは一人一人が注意すれば火災の大半は防ぐことができるということです。

消防本部では、毎晩市内の各地区を広報車で、この防災時間を皆様方に、お知らせすると共に職員の勤務体制も常時非常待機の状態でおります。

これらの災害の早期の発見と初期消火を徹底するため、市民の皆様の一層のご協力をお願いします。なお、消防全般についてお気付きの点があれば、遠慮なくお申出下さい。また、消防本部内には消防相談を設けていますから、どしどしご利用下さい。

うなことが原因で、有毒、悪質なガスや、燃えかたが早く、火災と焼死者が多くなっているのです。今年は昨年より全国的に焼死者が多く発生しています。

老人ホーム
贈りもの

老人ホームに次の方々から暖かい贈りものをいただきました。厚くお礼申し上げます。（敬称略）

寄付金

一千円也（K）（植松町）

二百円也＝心ある者二千円也＝某氏五千円也＝山野啓太郎（竹渕）九千九百六十円也＝上田哲君結婚世話人代表中村正昭（象印マホービンKK内）三百円也＝どこかの老人（四十四回目）寄付物品　前田のクッキー＝森口元之助（東住吉区）　（つづく）

ゴミ標識の再交付は
清掃課で再交付を

【問い】＝先日、清掃課のゴミ収集がありましたが、そのとき、係の人が次回からワッペン（ゴミ標識）がない家のゴミはとりませんといわれました。私の家では衛生費を払っていますから、当然ゴミをとってもらえると思っていましたが、ワッペンがだれかのいたずらで紛失しましたとき、どうすればよいのでしょうか。―一市民―

【答え】＝清掃課では、昨年7月からゴミ標識の一斉とりかえを実施しましたが、これは従来からの無料収集世帯の検出とゴミ収集世帯数の実態を確実に把握し、ゴミ収集の計画をより正確なものにするために行なったものです。

今回更新した標識は、これまでの標識と異なり、ゴミ箱そのものにはっていただくことになっており、したがって、標識のはられていないゴミ箱のでている世帯は申込のなかった世帯として、2月10日以降ゴミを収集しない方法をとったものです。

もちろん、この方法を実施するにあたっては、時報・回覧等に事前に周知をしたことはいうまでもありませんが、ゴミ標識を紛失された方は清掃課にご連絡くだされば、ただちに再交付いたします。

検針、二ヵ月に一度へ
集金は従前どおり　水道

水道局では、四月一日から、各ご家庭の水道使用量を調べるメーターの検針を、現在の毎月一回検針を二カ月に一度の検針に切替え三月分は従前どおり検針を行ない、四月分から二カ月検針になります。

全市域を後記のとおり、東と西にわけて、西側地区は四、六、八月等の偶数月が検針月とし、東側地区は五、七、九月等の奇数月を検針月とします。

▽料金の計算方法

料金は毎月集金ですので、検針したときの水量は、検針した月と、その前月とで均等に使用されたものとして二等分します。

たとえば、五月が検針月の場合検針したときの水量が二十㎥としますと、二十㎥の二＝つまり十㎥が一カ月分の使用水量とします。

ただし、検針したときの水量が奇数の場合は、二等分すると割りきれませんので、一立方㎥を検針した月分の使用水量に含めます。

▽料金の集金

料金は毎月集金ですが、メーターを検針した月に、検針した月の分とその前月分の領収書を同時に作成することになります。

たとえば、五月に検針したとしますと、四月分の料金は五月に集金し、五月分の料金は六月に集金するというように、一カ月おくれて集金におうかがいします。

▽領収書　使用水量お知らせ票は四十一年四月分から変わります。

▽電子計算機の利用

料金の計算、領収書および使用水量お知らせ票の作成は、計算の正確と作業の能率を上げるため、電子計算機で行ないます。

○東側地区

北本町、山城町、宮町、佐堂町、新家町、山賀町、泉町、桂町、幸町、高砂町、西山本町、山本町、山本町北、上之島町南、上之島町北、上尾町、福万寺町南、福万寺町、福万寺町北、福栄町、東山本町、小畑町、長池町、堤町、薹振町、楠根町、光町、桜ケ丘、緑ケ丘、旭ケ丘、美園町、久宝園、若草町、高美町一部、青山町、楽音寺、大竹、神立、水越、千塚、大窪、山畑、服部川、郡川、八尾木、中田刑部、柏村、郡塚、二俣、一部、教興寺、黒谷、垣内、恩智、神宮寺

○西側地区

本町、津水町、光南町、栄町、末広町、東本町、南本町、荘内町、高美町一部、松山町、明美町、陽光園、安中町、渋川町、高町、春日町、東太子、植松町、永畑町、相生町、東弓削、二俣一部、久宝寺、専光寺町、跡部北の町、阿古瀬町、川原町、恩加山町、八反地町、五反地町、沼の町、十倉町、高鳥町、神武町、佃町、三津村、顕証寺、亀井、竹渕、太子堂、北木本、木本、南木本、太田、丹北太田、沼、若原、田井中、弓削、天王寺屋、若林町

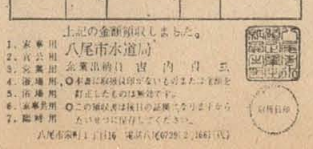

交通事故の被害者へ

示談の進め方

交通事故で父や兄をなくしまた、いたけなどもを一生の不具者にするなど、交通犠牲には必ずといってよいぐらい損害保障の請求問題がついてまわります。

ところが、示談などいろいろな手続きは案外一般には知られていません。

法律の知識がないばかりに示談屋が割り込んできて不当の賠償金ではんを押したり、果ては涙ほどの金で泣き寝入りしたというのはよくある例です。

この欄は、こんなひかれ損にも似た不利益をなくすために、警察、裁判所、弁護士会などが被害者のかたがたにぜひ知っておいていただきたい点をパンフレットにしたものから主なものを抜粋してみました。

示談をするときの注意

交通事故によって損害を受けたら、警察の調べとは別に、相手側と話し合いをして、誰がどれだけの賠償額を支払うかについてとりきめをする必要があります。

この交通事故の示談には被害者が、法律に弱いのにつけこんで示談屋が割りこみ、低い金額で話をつけたり、賠償金を横領したりして、被害を受けながら泣き寝入りにさせることがよくあります。

被害者は、発生した交通事故についていちおう無過失であると考えて全損害を算出します。

ただし、被害者の側にも過失があるときは、その度合いに応じて全損害額から差引いた額を請求することになります。

特に、この場合に相手方の立場も尊重することは必要ですが、安易な同情は禁物です。

重傷や死亡のときは、損害額が多額におよんで請求額の判断がむずかしいことがあります。このような場合は、弁護士会や法律にくわしい人に聞いてから、また、軽傷のときでもできるだけ警察署の「相談係」とよく相談して下さい。

損害賠償請求と賠償額

損害賠償の請求は、直接被害を受けた者はもとより、被害者の父母、配偶者および子も加害に対し合いにとどめておき、後日あらためて解決をすることが大切です。とくに、頭を打ったときなどは治療経過をよく見ながら、話し合いを進め、医者がよいというまであらゆる角度から精密検査を受けて示談することです。

賠償限度は損害額
やめよう安易な同情

一般に交通事故の賠償金は、自動車損害賠償責任保険で支払われる賠償額が限度と思われているようですが、決してそうではなく、被害者が加害者側に請求することができるのは、その事故によって生じた損害額（治療費・雑祭費・物損額・逸失利益・慰謝料など）の全部で保険で支払われる賠償額だけで満足できぬときは、保険金以外の支払いを要求できるのです。

しかし、相手方の支払い能力に限界がありますので相手方と十分に意見の交換をして、ゆずり合いの気持をもって話し合い解決すべきです。

示談は、円満にはやく解決することにしたことはありません。しかし被害者の方が、家庭の事情などで急いで解決しようとすると相手につけこまれることがあります。

示談書はどのように

示談は、法律上二種の和解ですが、様式については規定がありませんので、どのような形式のものを作ってもかまいません。

しかし、双方だけの示談は強制力や執行力をもっていませんので、相手方が支払ってくれないときに、その支払いを強制することができません。

そこで、後日紛争が起きるおそれが少しでもあると思われるときは、簡易裁判所に和解を申立て「和解調書」を作成しておくことがのぞましいのです。　（つづく）

相手が応じないときは

相手に誠意がなく、示談に応じないときは裁判所に調停や裁判の申し立てをすることになりますがこの場合でも事故を取扱った警察署の相談係など警察相談所で相談してください。警察で相手方を呼び出すこともあります。